

広島県告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三次市布野町横谷字吉谷四一の一、四二の一、四四、四七の二、甲五〇の二、字大暮山九二の七、字吸谷九七の三、九九、一〇〇の一、一〇一の一、一〇一の二、字大原一〇九、一一六の二、一一七、一一九の一、字石貝四一九の一、四一九の二、四二一の三、四二一の四、字池ノ奥山五〇一の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)